

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

【計画期間】2022年1月1日～2023年12月31日までの2年間

【目標1】 将来的には女性労働者の比率と同等の幹部職（マネジャー）比率を指すが、その通過点として2023年末までに、幹部職（マネジャー）に占める女性の比率を12%以上にする

〈対策1〉 組織長以上を対象としたD&I理解促進のための勉強会を実施するとともに、全従業員へD&Iに関する情報を発信する
女性従業員を対象にキャリアに関する経営層との対話機会を設定する

【目標2】 将来的には男性社員の育児休業取得率100%を目指す、その通過点として2023年末までに60%以上とする

〈対策2〉 配偶者が出産した男性社員を対象に人事部門から育児休業制度の利用促進メールを配信する
「1歳までの育児休業の育児休業開始から5日間」を有給扱いとする制度への改定に向けて検討する